

令和元年 第14回

川西市教育委員会（定例会）議事録

川西市教育委員会

会議日程・付議事件	1
出席者	2
説明のため出席を求めた者	3
議事録作成者	3
審議結果	4
会議の顛末（速記録）	5 ~ 23

会議日程・付議事件

会議日時 令和元年10月17日(木) 午後2時00分

場 所 川西市役所 4階 庁議室

日程 番号	議案 番号	付 議 事 件	備 考
1		議事録署名委員の選任	
2		前回議事録の承認	
3		事務状況報告	
4	報告第5号	専決報告について(子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の制定等に伴う関係規則の整備に関する規則を制定することを市長に申出することについて)	
5	報告第6号	専決報告について(子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の制定に伴う関係教育委員会規則の整備に関する規則の制定について)	
6	議案第25号	令和元年度川西市奨学生の追加決定について	

出席者

教 育 長 石 田 剛

委 員 服 部 保
(教育長職務代理者)

委 員 坂 本 かおり

委 員 治 部 陽 介

説明のため出席を求めた者

教 育 推 進 部 長	若 生 雅 史
こ ども 未 来 部 長	中 塚 一 司
教 育 推 進 部 副 部 長	中 西 哲
教育推進部副部長（学校教育担当）	山 戸 正 啓
教育推進部参事（学務課担当）	森 下 宣 輝
こ ども 未 来 部 副 部 長	岡 本 敬 子
こども未来部参事（幼児教育保育課担当）	喜多川 昌 之
教 育 総 務 課 長	岸 本 典 子
学 務 課 長	志 波 仁 史
学 校 教 育 課 長	高 橋 忠 大
教 育 支 援 セ ン タ ー 所 長	岡 坂 憲 一
社 会 教 育 課 長	大屋敷 美 子
社会教育課主幹兼文化財資料館長	田 中 肇
中 央 図 書 館 長	村 山 尚 子
川 西 公 民 館 長	藤 井 恵 子
こ ども 支 援 課 長	岩 脇 茂 樹
幼 児 教 育 保 育 課 長	増 田 善 則
こども・若者ステーション所長兼 青 少 年 セ ン タ ー 所 長	木 山 道 夫

議事録作成者

教 育 総 務 課 主 査 四方田 政 樹

議案等審議結果

議案 番号	議 案 名	提 出 年月日	議 決 年月日	議 決 結 果
報告 5	専決報告について（子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の制定等に伴う関係規則の整備に関する規則を制定することを市長に申出することについて）	1.10.17	1.10.17	承認
報告 6	専決報告について（子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の制定に伴う関係教育委員会規則の整備に関する規則の制定について）	1.10.17	1.10.17	承認
議案 25	令和元年度川西市奨学生の追加決定について	1.10.17	1.10.17	可決

[開会 午後 2 時 0 0 分]

石田教育長 それでは、只今より、令和元年第 1 4 回川西市教育委員会（定例会）を開会いたします。

議事に入ります前に、ご報告を申し上げます。加藤隆一郎氏の退任に伴い、10月1日付で新たに佐々木歌織氏が教育委員に就任されております。

また、教育長職務代理者の指名についてでございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 1 3 条第 2 項に規定する職務代理者につきましては服部委員を指名いたしましたのでご報告いたします。よろしくお願いたします。職務代理者が行う職務執行のうち、具体的な事務執行など執行が困難な場合に、その職務を委任する部長につきましては、教育推進部長を指名しておりますので、あわせてご報告いたします。

石田教育長 それでは、「本日の出席者」をご報告いたします。本日は、佐々木教育委員が欠席でございます。なお、「事務局職員の出欠」につきましては、事務局から報告をお願いいたします。

教育総務課長（岸本） 本日の「事務局職員の出欠」について、ご報告申し上げます。本日は、林公共施設マネジメント課長が欠席でございます。どうぞよろしくお願いたします。

石田教育長 次に、本日の「議事日程」につきましては、配付しております議事日程表のとおりであります。

石田教育長 これより日程に入ります。日程第 1 「議事録署名委員の選任」を行います。教育長において、坂本委員、治部委員を指名いたします。よろしくお願いたします。

石田教育長 では次に、日程第 2 「前回議事録の承認」でございますが、事務局において調製し、第 1 3 回定例会の議事録の写しをお手元に配付しております。事務局から説明をお願いいたします。

教育総務課長（岸本） それではまず、第 1 3 回定例会の議事録につきまして、ご説明申し上げます。

1 ページに会議日程・付議事件、2 ページに出席者を、3 ページに説明のため出席を求めた者を掲載してございます。議事録につきましては、4 ページからございまして、会議次第に基づきましてご審議いただきまし

た経過等につきまして、調製させていただいております。

署名委員の署名につきましては、服部委員、坂本委員にご署名を頂戴しております。

以上でございます。

石田教育長 説明は終わりました。只今の説明について、質疑はございませんか。よろしいでしょうか。

石田教育長 それでは、お諮りいたします。第13回定例会の議事録につきまして、これを承認することにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声)

石田教育長 ご異議なしと認めます。よって、議事録につきましては、承認されました。

石田教育長 では次に、日程第3、事務状況報告であります。事務局から報告をお願いいたします。

教育推進部長 (若生) それでは1点目、川西市議会一般会計決算審査特別委員会につきましてご報告させていただきます。

10月2日から4日までの3日間開かれ、平成30年度決算の審査が行われました。

民生費の児童福祉費に関する主な内容は、産後ケアについて、子育て世代包括支援事業について、子ども子育て計画について、保育所運営について、プレイルーム等について、児童虐待対策について、児童手当等支給事業について、ひとり親家庭支援事業について、青少年支援について、成人式についてなどとなっております。

また、教育費に関する主な内容は、教員の療養休暇の状況について、ICT活用支援について、就学支援について、放課後こども教室について、青少年補導委員会について、JET-ALTプログラムについて、赤ちゃん先生プロジェクトについて、教職員の研究成果について、スクールソーシャルワーカー、SSWの人材確保について、留守家庭児童育成クラブについて、適応教室について、小学校体験活動について、学校の光熱水費の推移について、教科書・副読本について、学校図書館の整備について、児童の健康管理について、そして学校備品の整備について、子ども議会につい

てなどとなっております。

報告は以上でございます。

こども未来部長
(中塚)

続きまして、こども未来部から「アステ市民プラザ子育て支援ルームの業務委託化について」ご報告いたします。

10月1日からアステ市民プラザ子育て支援ルームの運営を「NPO法人育ちあいサポートブーケ」に業務委託しております。

「NPO法人育ちあいサポートブーケ」は、親子と親子を取り巻く地域住民に対して、交流や子育てに関する学びの機会を提供することで、子どもたちが安心して健全に育つことができ、親が親として育っていく機会を温かく見守るまちづくりに寄与することを目的として、2011年に任意団体として発足し、2014年にNPO法人化されております。

親子で自由に交流ができる子育てひろばである「よちよちブーケ」や、ママによるママのための地域情報誌創刊を支援する「はぐ・くむプロジェクト」、子育て当事者を中心に企画運営を担い、地域住民や企業とのつながりを広げながらハロウィンイベントを開催する「ファミリーハロウィン」など、さまざまなイベントを実施しております。また、本課が川西市内で子育て支援にかかわる機関、団体とともに開催しております「かわにし子育てフェスティバル」にも毎年参加いただいております。

事業委託期間は、令和2年3月31日までとなっておりますが、運営実績が良好であれば、予算が市議会での承認を得たことを条件に、契約終了後に単独で契約を2回締結することができるとしております。

今後は、こども・若者ステーションとNPO法人育ちあいサポートブーケとの間で定期的に連絡会議を持ち、しっかりと情報共有に努めて設置目的に沿った事業運営を進めていく一方で、運営者が変わることによって、こども・若者ステーションのプレイルームとは異なった新たな取り組みが推進されることを期待しています。

私からは以上になります。

教育推進部長
(若生)

続きまして3点目、9月分の教育委員の皆様方の活動についてご報告いたします。

服部委員には、名古屋市の木の家スクールでの講演で、川西市の天然記念物台場クヌギ林や4年生の里山体験学習をご紹介いただきました。また、川西南中学校の体育大会にご出席いただきました。

坂本委員には、なかよしフェスティバル、令和元年度市町村教育委員研究協議会にご出席いただきました。また、川西南中学校及び明峰中学校の

体育大会、加茂小学校、久代小学校及び明峰小学校の運動会にご出席いただきました。

このほか、治部委員、服部委員、坂本委員におかれましては、9月26日に開催されました市長との総合教育会議にご出席をいただきました。

主なものではございますが、ご報告させていただきます。

以上でございます。

石田教育長

只今の報告について、ご質問等はございませんか。よろしいですか。

そしたら、今の内容でもいいですし、最近気になったトピック等があったらちょっとご報告いただきたいと思います。

服部委員、何かございませんか。

服部委員

特に。

石田教育長

よろしいですか。

服部委員

はい。

石田教育長

坂本委員

坂本委員

報告させていただきます。

10月12日、なかよしフェスティバルに出席させていただきました。うちの長男が参加した17年前には800人ほどの子どもが集まったかと思うんですけども、子どもが減ってきているのと、こども園が今回参加されなかったということで、5園の参加で250名参加されたと聞いています。たくさんの人数である会場ですごい人数でわーっとしているのもよかったんですけども、250人ですごく一人一人をしっかりと先生たちが見ておられて、他園の子どもたちと触れ合う遊びとかがあったんです。それがすごくいいなと思いました。ちょっと暑かったので水分をとるタイミングとかがちょっと難しいのか、小っちゃい子なので、やっぱりちょっと水分をとると気持ちが切れてしまったりするのが難しいかなとは思いますが、本当にとっても楽しい会でした。

それと、10月19日に、市町村教育委員研究協議会というのに出席してまいりました。北は新潟県から南は福岡県あたりの方も来られていて、初等中等教育施策の動向についてということで、文科省の課長補佐のニシさんという方からお話を伺いました。いじめに関しては、しっかりア

ンテナをとって、学校と教育委員会のコミュニケーションも大事だし、学校と保護者、学校と子どもというところでコミュニケーションがやっぱり一番大事じゃないかというお話をされていたのが印象に残りました。

もう一つのトピックとして、教育の情報化ということで、パブリックスペースにWi-Fiがないのは学校だけなんですということをおっしゃっていて、やっぱりWi-Fi環境を整えることがICT教育をする上でとても大事なことということをおっしゃられていました。

あと、情報モラルに関しては、家庭での教育がやっぱり期待できないということをおっしゃっていて、やっぱり学校でしっかり伝えていかないといけないということと、あとICTについては、国の地方財政措置みたいなものがあるので絶対使えるはずだという予算のことも聞いてきまして、多分内容は供覧してくださっていると思いますので、使えるものは何でも使ったほうが良いというふうに言っておられました。

私は働き方改革についての分科会に出席してきましたんですけども、文科省のほうからかなりシビアな発言を聞いていまして、ブラックなのはもう明白なので、もうすぐにでもやっぱり改善していかないといけない、名もなき校務、名前がちゃんとついていないけれども、学校の先生がしていることというのは本当に必要なのかということをしっかり見極めないといけない。その地域とのつながりである部分で、どうしても難しければ教育委員会は切っていくべきなんですよというお話もありました。楽しい授業をするための準備をする時間がやっぱり先生たちにはないので、そこが本当に確保できるようなかわりが必要ではないかということでした。でも、一貫して言われておられたのが、本来学校がすべきことなのかということと、学校は育児機能を担う場所ではないというふうにはっきりとおっしゃっていました。

分科会では、他市の方ともいろいろ交流させていただいたんですけども、市の財政によっていろいろ考え方も違ったりして、もう電子黒板を全部入れてしまっている学校であるとか、小っちゃい市町だったりすると、一人一人にタブレットをちゃんと持ってもらっていますよというところもあったりするんですけども、やっぱりそれも運用する側の意識がないと難しいねということをおっしゃっていただきました。

以上です。

石田教育長

ありがとうございます。

なかよしフェスティバルについては、私も参加させていただいて、ちょっと今年度は昨年度までとやり方を変えた形になって、指導者の方が共通

してやられるという、それについてはちょっと振り返りを担当同士でしているということなんですけれども、あえてこの場で言うと、ちょっといいものもあったけれども、課題もあったかなというふうに思います。この間お聞きしたときは十分打ち合わせをしていたんだけど、そのようにいかなかったところがあったという話はちらっと聞いています。どうしても外部の人にそういうお任せする形になると、そういうところが出るかなというのと、根本の話をする、やっぱり幼児教育の幼稚園がこれだけ園児数が減っている中で、なかよしフェスティバルの意義がどこにあるのかということやちょっと洗い出さないと、中学校の連合体育大会がなくなっているのと同じように、ちょっと見直していかないといけない時期じゃないかなと、ちょっと踏み込んだ発言ですけれども、教育長としてはそれを思っています。

それから2点目の教育のIT化については、実は担当も含めてですけれども、学校にやっぱり1校に40台くらいタブレットを入れるという、これはIT化だけの話じゃなくて、私はもうちょっと広く捉えていて、教育の授業のあり方自体がもう変わってくる、もう一斉授業で一斉でやるというんじゃないで、やっぱりいろんなやり方をする、例えばタブレットがあることによって記入した子どもの意見が瞬時に前に提示されるというようなことになったり、学校以外のところでももしかしたらタブレットの活用ができないかということがあったりとか、今後の学校教育の形を変えるものなので、ぜひ進めていきたいなというふうに思っています。予算等のことがありますので、今この辺ではモデル校だけのことでしたね。国からの基準では3クラスに1クラス分ということやったですかね。3クラスに1クラス分移動式PCを導入することということになっています。実はデジタル化がおくれているのは市長部局も教育委員会部局も一緒ですので、やはりそういうのを考えていかないと膨大なデータをいかにどういうふうに効率よく整理するかという問題はあるかなというふうに思っています。

働き方改革も、私も言わせてもらったんですけれども、ちょっと学校の肥大化、部活も含めて学校の教育活動が物すごく肥大していますし、しつけの部分を担当している部分もかなり大きいです。学校そのもののあり方を見直す機会かなというふうには思っていますけれども、また検討したいと思います。

治部委員、何かトピックありますかでしょうか。

治部委員

特にありません。

石田教育長 いいですか。清和台幼稚園のことを言われていたんで、この間行ってきましたけれども、僕。治部委員がすごく評価されていたよと。

治部委員 そうですね。その話ししても大丈夫ですか。

石田教育長 いいです。大丈夫です。

治部委員 清和台幼稚園さんの運動会に参加させていただいて、僕すごく個人的には感銘を受けました。非常に感じたのは、やっぱり子どもの主体性を大切にしているなというのが至るところに見えてきました。余り大人が指示をしたりする場面を極力少なくして、子どもがどうやって自分たちで考えて動くかみたいなセッティングが、例えば、かけっこのときの足場のところのサインであったりとか、あとは、どんなところに物を配置したら、子どもがその物を走っている途中でぱっととれるのかとか、そういうところにすごく感じましたね。多様性というキーワードからも、いろいろな多様性を尊重するような仕組みも至るところにも僕には見えましたし、すごくよかったなと思いました。

石田教育長 ありがとうございます。

先ほどの話とちょっと矛盾するようですけども、公立で幼児教育するところの意味がどこにあるのか、どの部分を担うべきかというところについては重要な示唆じゃないかなと思うんですね。この間、担当とも話したんですけども、やっぱり治部委員のそういう知見、ほかの委員もそうなんですけれども、できるだけ幼児教育の現場、保護者も含めて、せっかくの知見をそれぞれ出していただけるような場面を、ちょっと幼児教育も学校教育も社会教育もですけども、そういう現場をやっぱりつくっていかないと、ここの閉じられた中で言ってもなかなか広まりませんので、ぜひそういう機会をまた担当のほうも考えていただければなと思っています。ありがとうございます。

治部委員 今のお話に関連してなんですけれども、僕9月にアメリカに行ってきたんです。そこでいろんな幼児教育の取り組みをされている施設とか、あとは公立の幼稚園とか、あとは特別支援の知的におくれない特別支援のためだけの学校とか、すごいユニークな取り組みをいろいろ拝見してきて、それで、やっぱり学校の先生たちをいかに何か助けられるかな、子どもたちの質の向上に役立つかなんてという視点でいろいろ見てきました。じ

や、どんなふうに子どもたちが育っていけば、今、文科省や厚労省が考えているような子どもの未来像みたいに近づくのかみたいな、そういう具体的な案を少しずつ皆さんと共有していきたいなんて思っています。

石田教育長

ありがとうございます。こういう中で交流する意義もそこにあるかなと思うんですけども、ぜひ5人の中で共有するのはまず大事なんですけれども、やっぱり担当の事務局とも共有しながらしていきたいなというふうに思っています。

校長会の後に、必ず協議会というのをして、それで指導主事からテーマを決めてプレゼンしてもらおうようにしています。今月は特別支援教育についてということで、特別教育の現状についてこうしたんです。私はあれ、いつも思うんですけども、校長会議の協議会でも使うんですけども、本当はここにいる連絡調整会議、もっと言ったら上でやっている部長会議があるんですけども、それから連Pなんかがやっているそういうところでやっぱり広めていかないとあかんのちゃうかなと。前は不登校をやったりとか、学校徴収金をやったりするんだけれども、どうしても現状の事務状況だけでも追われていて、自分のところだけで精一杯になって、顔上げて社会の動きがわからないところがありますので、また治部委員もこの間やっていただいた非認知能力。

坂本委員

非認知ですね。

石田教育長

非認知能力。非認知スキルのプレゼンやっていただいたじゃないですか。ああいう機会をやっぱりいろんな場面でちょっと出していただきたいなと思います。やっぱり学びということで教育委員会があるので、学びというところにつながっていかなあかんかなと思っています。またよろしく願いします。

では、事務状況報告については以上とします。

石田教育長

次に、日程第4、報告第5号「専決報告について（子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の制定等に伴う関係規則の整備に関する規則を制定することを市長に申出することについて）」であります。事務局から説明をお願いします。

幼児教育保育
課長（増田）

それでは、報告第5号「専決報告について」ご報告申し上げます。
恐れ入りますが、議案書の1ページをお開き願います。

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の制定等に伴う関係規則の整備に関する規則の制定につきましては、急施を要したため、教育長に対する事務委任規則第4条第1項の規定により処理したもので、同条第2項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

2ページをご覧ください。

今回の専決理由ですが、10月からの幼児教育・保育無償化を実施するに当たり、子ども・子育て支援法の一部改正等に伴う関係条例の一部改正が川西市議会9月定例会で議決されたことを受けまして、無償化開始までに関係規則を改正する必要があったため、本規則を制定することを市長に申し出ることにつきまして専決処理したものでございます。

3ページから7ページには、改正規則案を掲載しております。

改正する規則の内容につきましては、議案書8ページから22ページの新旧対照表でご説明いたします。

まず8ページをご覧ください。

第1条において、法改正による文言の改正のため、「川西市立保育所条例施行規則」第2条第1号ア中の「第20条第3項に規定する支給認定」を「第20条第4項に規定する教育・保育給付認定」に改め、同号イ中「前号に規定する支給認定」を「教育・保育給付認定」に改めました。

第2条において、幼児教育・保育の無償化実施により、認可外保育施設全般に対して、施設等利用給付に係る事務を行うこととなるため、川西市公印規則別表において、兵庫県川西市長之印（保育者専用）の用途を「地域保育園」から「認可外保育施設」に改めました。

9ページをご覧ください。

第3条において、無償化実施により、幼稚園の預かり保育や認可外保育施設を利用する際に、従来の保育所利用と同様に、市が保育の必要性を認定する必要が生じたため、所要の改正を行いました。

川西市保育の必要性の認定に関する規則、第1条中「限る。」の次に、「）及び法第30条の5第1項に規定する認定（法第30条の4第2号及び第3号に係るものに限る。）（）」を加えました。また、2条中「第1条第1号」を「第1条の5第1号」に改め、第3条中「第1条第10号」を「第1条の5第10号」に改めました。

第4条におきまして、川西市の市立及び民間の保育所、認定こども園、こども園は保育利用の2号・3号の部分になります。それから小規模保育事業所に適用する保育料を規定する「川西市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する規則」に所要の改正を加えました。

改正内容としましては、法改正による文言の改正のため、第2条から第

5条及び別表中の、10ページに少しまたがりすけれども、「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」にそれぞれ改めました。

保育料の改正箇所なんですけれども、利用者負担額、別記1としまして、少し後ろのほうに掲載しております。

ページめくっていただきまして、17ページから19ページまで、こちらに改正前の保育料の利用者負担額を表として掲載しております。

20ページから22ページには、改正後の利用者負担額を掲載しております。

改正後で説明させていただきます。

20ページをご覧ください。

このたびの無償化実施により、3歳児から5歳児は全ての世帯、また3歳未満児は市民税非課税世帯のみ保育料が無償となりますので、表の該当部分の利用者負担額をゼロ円に改めました。20ページの表中ゼロ円と書いて下線が引いてある部分が対象になっております。なので、例えばAにつきましては、もともとゼロ円だったんですけれども、B区分のゼロ円、それから縦に見ていただいて、3歳児・4歳児以上の分は全てゼロ円という形になっております。

21ページをご覧ください。

備考第9項では、ひとり親世帯等への保育料の軽減を規定する表がございます。

下のほうになります。その表の中で、3歳以上児の利用者負担額をゼロ円に改めました。こちらも下線部分になります。

22ページをご覧ください。

兵庫県が補助事業として独自に保育料を軽減するひょうご保育料軽減事業の対象について、これまで第2子以降だったものが、無償化にあわせて第1子にも拡大されますため、備考の第11項から対象者を第2子以降に限定した文言を削りました。

すみません、10ページに戻ります。

下半分になります。第5条において、こちらは川西市の民間の認定こども園の教育利用の1号部分に適用する保育料を規定しています。川西市特定教育・保育施設の保育料を定める規則に所要の改正を加えました。

改正内容としましては、第2条中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改めました。

無償化実施により、満3歳から5歳児の1号の保育料は無償となるため、第3条を「保育料の額は零とする。」というふうに改めました。第4条を

削りました。

第5条におきましては、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、第4条とし、11ページに移ります。第6条を第5条としました。

あわせて、保育料を定める必要がなくなったため、その下の保育料の額を規定する別表を削りました。

12ページをご覧ください。

第6条において、無償化となることにより私立幼稚園就園奨励費補助事業が廃止されるため、川西市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の中で、同事業に関する規定をしていた第3条、別表第1第5項、13ページに移ります。別表第3をそれぞれ削りました。

第7条におきまして、法改正による文言改正のため、川西市立幼保連携型認定こども園規則第2条第2号から第5号までの規定中、「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改めました。

第8条において、市立認定こども園における保育料の徴収方法などを規定する川西市立幼保連携型認定こども園保育料等規則に所要の改正を加えました。

3歳児から5歳児、1号、2号認定園児を指しておりますが、こちらの保育料が無償となるため、第2条において、第1号及び、14ページに移りまして、第2号の規定を削除し、第3号及び第4号から2号認定園児の文言を削りました。

第3条において、法改正による文言の改正のため、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改めました。

無償化に伴い、2号認定園児の給食費については、これまで実費負担であった主食費に加え、新たに副食費も実費負担となるため、第5条第1項中「1号認定園児」の次に「及び2号認定園児」を加えました。

第9条において、市立及び民間の保育所、認定こども園、小規模保育事業所の保育料の減免、並びに、市立の保育所と認定こども園の延長保育料の減免について規定する川西市保育料等の減免に関する規則に所要の改正を加えました。

15ページをご覧ください。

第2条第2号中「平成27年川西市規則第17号の2」の次に、「。以下「利用者負担規則」という。」を加え、第6号中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改めました。

その下の別表第2では、市立保育所及び認定こども園に適用する延長保育料の減免基準について定めておりましたが、このたびの無償化の対象は

保育料であり、延長保育料は対象外であるため、これまでの減免基準を継続することにはなりません。ここでは、今回の関係規則の改正と整合させ、引き続き同様の減免となるように文言整理のみ行うこととし、別表第2第1項及び第2項を全部改正し、減免となる子どもの要件を列記する形式に改めております。

15ページの表中の改正後の1、右側に列記しておりますが、生活保護世帯、中国残留邦人等の支援法による支援給付受給世帯、それから所得にかかわらず第3子以降、一定の所得要件を満たすひとり親世帯、一定の所得要件を満たすひとり親世帯以外の世帯の第2子以降については、月額延長保育料が引き続き全額減免となります。

16ページをご覧ください。

表中の2に列記するとおり、所得にかかわらず第2子、一定の所得要件を満たすひとり親世帯の第1子、一定の所得要件を満たすひとり親世帯以外の世帯の第2子については、月額延長保育料が引き続き半額となります。

最後に、附則において、この規則の施行期日を令和元年10月1日としました。

規則改正による保育料の無償化については、施行日以後に適用し、施行日前の保育料等につきましては、なお従前の例によると規定しております。

関係規則の改正箇所は以上となります。

ご審議賜りますよう、よろしく申し上げます。

石田教育長

長い説明で、前に委員協議会で一度詳細な説明をしていただいています。その上ですけれども、何かご質問等ございますか。

坂本委員

すごく勉強不足で、もしかしたらちょっと的外れな質問なんですが、こども園があるところは、1号が3歳から5歳で園に通えるんですが、2年保育だと3歳の子って通うところなくないですか、幼稚園に。

石田教育長

幼稚園における3歳児保育。

坂本委員

3歳児がないでしょう。それで、実際その3歳のお子さんを持っておられる親御さんとかから、例えば幼稚園に行けば、そうやって無償化のあれが受けられるんだけど、3歳児で家で見ていますよという人に対して、そういう家で見ていることに対しての頑張っていますねじゃないんだけど、見てもらえるようなちゃんとした何かがあるのかなみたいなのを聞かれたんですけども、何かありますか。

幼児教育保育課長（増田） 特に、もちろん3歳児保育をしている私立幼稚園ですとか、民間の認定こども園に行っていたら受けれるんですけども、そうでない限りでは、家で養育されている場合は、特に無償化の対象となるようなサービスはありませんので、例えば、その幼稚園が実施しているプレ保育みたいなものに通っていただくとか、地域の子育て支援拠点に行っていただくとか、何かそういったことで利用していただくのが一つかなというふうに思います。

石田教育長 この国の法整備のときのそもそものところで、その矛盾というのかな、着眼は違うんです。だから、子どもが行っているところに一律給付されるものではなくて、さっき言った幼児教育とか保育の施設に通う者に対して行われるという国レベルの制度設計のありようなので、そこについて市がというのはちょっと難しい。ただ、今言われているところは国の制度設計されているところから一つ話題になっていたことは事実。だから自宅で保護者が育てているときに何のあれもないのはどうなのかということはあったのはあったんですが、問題の本質ではあるけれども、今回の市レベルの改正でいうと、ちょっと、まあ。でも論議すべき話だろうなとは思いますがけれどもね。だから通わせていないお子様について、子どもさんについて何もいいのかというのは。

坂本委員 だから、積極的に町の子育て広場みたいな形のをちょっと回数を多くするとか、行きやすいようなことが、もしそういうのを考えてくれてはあったらうれしいなとは思ったんですけども、いつもと変わらず、いつもあいていますからというふうになると、そこですき間になっていく人たちが、何か私たちとは違うところで話が進んでいるという感覚に陥ってはるのを聞くので、ちょっと一つの視点として考えてもらえたらなと思っています。

石田教育長 そうですね。市としての財政の持ち出しが生まれるので、なかなかここだけのあれでは難しいですけども、ちょっと検討する話ではあるのかもしれないけれども、ただ、ちょっと実現はやっぱりかなりてこ入れしていかないと財政的の持ち出しは大きいものになるんじゃないかなと思いますね。

ありがとうございます。でも問題提起として受けとめていくべきかなというふうには思いますけれども。

ほか、よろしいですか。

石田教育長 それでは、お諮りいたします。報告第5号につきまして、これを承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

石田教育長 ご異議なしと認めます。よって、報告第5号につきましては、承認されました。

石田教育長 では次に、日程第5、報告第6号「専決報告について(子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の制定等に伴う関係規則の整備に関する規則を制定することを市長に申出することについて)」であります。事務局から説明をお願いします。もう座ってやってください。

幼児教育保育
課長(増田) それでは、報告第6号「専決報告について」ご報告申し上げます。
恐れ入りますが、議案書の23ページをお開き願います。

本件は、急施を要したため、教育長に対する事務委任規則第4条第1項の規定により処理したもので、同条第2項の規定により報告し、承認を求めます。

24ページをご覧ください。

今回の専決理由ですが、10月からの幼児教育・保育無償化を実施するに当たり、子ども・子育て支援法の一部改正等に伴う関係条例の一部改正が川西市議会9月定例会で議決されたことを受けて、無償化開始までに関係規則を改正する必要があったため専決処理したものでございます。

25ページから26ページには改正規則案を掲載しております。

改正する規則の内容につきましては、議案書27ページから29ページ、新規対照表でご説明いたします。

まず27ページをご覧ください。

第1条において、幼児教育・保育の無償化実施により、認可外保育施設全般に対して施設等利用給付に係る事務を行うこととなるため、川西市教育委員会事務処理規則別表第6項において、幼児教育保育課が所管する事務の専決事項のうち「認可外保育所(地域保育園)の支援に関すること。」を「認可外保育施設の支援に関すること。」に改めました。

第2条において、第1条と同じ理由により、川西市教育委員会事務局事務分掌規則、第7条、幼児教育保育課が分掌する事務のうち「認可外保育所(地域保育園)の支援に関すること。」を「認可外保育施設の支援に関

すること。」に改めました。

第3条において、無償化の実施に伴い、私立幼稚園就園奨励費補助事業が廃止されるため、川西市私立幼稚園就園奨励費補助金交付に関する規則を廃止しました。

第4条において、無償化実施により3歳児から5歳児は全ての世帯の保育料が無償化となるため、「川西市立幼稚園の保育料等に関する規則」第2条を改め、「幼稚園に在園する者の保育料の額は、零とする。」とし、また28ページから29ページにおいて保育料の額を定めていた別表を削除いたしました。

最後に、附則において、この規則の施行期日を令和元年10月1日としました。

経過措置として、令和元年度における川西市私立幼稚園就園奨励費補助金の交付については、この規則による廃止前の規則の例によると規定し、4月から9月の半年分の補助金が交付できるよう読みかえ規定を設けました。

規則改正による川西市立幼稚園保育料の無償化については、施行日以後に適用し、施行日前の保育料等については、なお従前の例によると規定しました。

関係教育委員会規則の改正箇所は以上となります。

ご審議賜りますよう、よろしく申し上げます。

石田教育長

ご苦労さまでした。説明は終わりました。これについても前回の協議会で説明いただいておりますので、大体おおよそのところはお理解いただいているかなと思いますが、何かご質問等ございますか。よろしいですか。

石田教育長

それでは、お諮りいたします。報告第6号につきまして、これを承認することにご異議はございませんか。よろしいですか。

(「異議なし」の声)

石田教育長

ご異議なしと認めます。よって、報告第6号につきましては、承認されました。

石田教育長

では次に、日程第6、議案第25号「令和元年度川西市奨学生の追加決定について」であります。事務局から説明をお願いします。

教育推進部参事
(森下)

それでは、議案第25号「令和元年度川西市奨学生の追加決定について」
ご説明申し上げます。

議案書の30ページをお開き願います。

本案は、本年9月2日から9月17日まで追加募集を行いました。令和元年度川西市奨学生の追加決定につきまして、川西市奨学資金条例第6条第1項の規定に基づき、議決をお願いしようとするものでございます。

議案書の31ページのほうをお開きください。

まず、今年度の新規募集につきましては、下段の表の一番右の列に表記しております国公立高校生15人、私立高校生15人、大学生15人の計45人を新規採用予定数として当初予算計画に上げております。

また、7月の定例教育委員会におきまして、6月に実施しました新規募集について、同じ表の右から3列目、採用者数のR1の令和元年度の欄に記載しておりますとおり、18人の奨学生の決定について可決いただいたところです。そのことを受け、予算人数と対比しましたところ27人分、金額にしますと約900万円の予算残が生じておりましたため、より多くの対象者を支援することを目的に、このたび追加募集を実施いたしました。

では次に、今回の募集状況及び選考結果についてご説明申し上げます。
上段の表のほうをご覧ください。

まず、応募状況であります。今回は高校生、国公立区分になりますけれども、4人の応募がございました。

また、選考結果につきましては、応募者は所得基準内にありますので、4人全員を奨学生として採用しようとするものでございます。

次に、所得審査の詳細につきましては、32ページをご覧ください。

表の構成でございますが、一番左側に通し番号、次に申請者の学年があり、その右側に奨学生、ここでは平仮名記号で表記しております。

次のB欄は、平成30年の世帯合計所得額で、申請者と生計を同じくする世帯員全員の合計所得でございます。次に、申請者の世帯人数、A欄は所得基準額ですが、これは奨学生の対象となり得る所得の上限額となっております。

また、その右側、A分のB比率ですが、これは所得基準額に対する世帯合計所得金額の割合でございます。この欄の比率が1を超える人は所得基準額超過ということになり、奨学生としては不採用となります。

今回申請がありました4名は、Bの世帯合計所得額がAの所得基準額を下回っておりますので、所得要件をクリアできているということになります。

説明は以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

す。

石田教育長

説明は終わりました。只今の説明について、質疑・ご意見等はございませんか。

治部委員

個人的には、この奨学金制度は非常に賛成したいなと思うところです。その所得格差で、もしも教育を受けられない人がいるのであれば、それをサポートするのがやはり大切なことかなと思います。その予算の出どころが市なのか県なのか国なのかは、それは協議する必要があると思いますけれども、こうやってまた少しでも多くの子どもたち、高校生が大学で勉強するためのサポートをできたというのは聞いていてうれしいなと思う限りです。

以上です。

坂本委員

45人が一番予算人数としてある中で、ことしだと22名ということですね。それは告知ってどういうふうに行われているんですか。

教育推進部参事
(森下)

お知らせ、これにつきましてのご案内につきましては、まず高校のほうに、近隣の高校26校に奨学金の募集ということでチラシ等をつくりまして、また掲示していただくというのがまず1つ。それから市のホームページ、それからあと市の広報紙のほうに載せさせていただいているというような状況となっております。

以上です。

坂本委員

掲示で積極的に自分で見て見つけてという形になるということですね。

教育推進部参事
(森下)

あと、またいわゆる生活指導といいますか、そういうふうなところで学校の中でも世帯状況を考えていただいて、また先生からお勧めいただくというのもあるかなというふうに考えております。

以上です。

石田教育長

45人の人数の割に応募が少ないんじゃないかという。

坂本委員

そうなんです。もしかして支援していただきたいご家庭があるかもしれない。それが届いていないのであればもったいないなという気持ちになっただけなので。

教育推進部参事
(森下)

過去の状況からいいますと、人数としては減ってきている状況というような形、これにつきましては、高等学校の例えば授業料、公立学校相当の支援、これが来年度からまた私立学校相当に拡充されるというような形、それから大学につきましても、給付型奨学金が創設されると、来年度からまた充実というような形。流れ的に、いわゆるうちの奨学金自体が貸与型というふうな形になっております。そこら辺の負担感というのものもあるのかなというふうに考えます。

以上です。

石田教育長

2つあって、1つは、やっぱり国の幼児教育の無償化と連動して、高等教育の負担軽減という動きがあるということなんですけれども、もう一つは、やっぱり今の考え方は給付型なんです。貸与型ということは、社会人になってから返済せなあかんのですけれども、それが結構今の大学生なんかでもすごく負担になっているというのがあります。ただ、給付型はやっぱり給付する額も貸与型に比べてちょっと負担が、財源の持ち出しが多くなるのでということです。

ただ、今、参事がちょっとお話ししましたけれども、だから今の奨学金制度のあり方みたいなものは国の動きとちょっと連動して、ちょっと考え直さなければならぬかなというふうには思っています。だから、治部委員の言われているように、できるだけ家庭の状況にかかわらず、希望する者が受けれるような状況にはしたいなというふうには思っているんですけれども、極めて貧困格差がこう開いていく中で、ちょっとその判断をどう見ていくのかということね。教育委員会としては、そこら辺は基本的な理念として置いておきたいと思うんですけれども、財政状況の厳しい中でどこまでを支援するのかということも含めて、どういう形で支援するのかについてはちょっと担当課のほうも悩みながら、ちょっとまたご相談させていただくことになるかなと思いますけれども。

よろしいですか。

石田教育長

それでは、お諮りいたします。議案第25号につきまして、これを可決とすることにご異議ございませんか。よろしいですか。

(「異議なし」の声)

石田教育長

ご異議なしと認めます。よって、議案第25号につきましては、可決さ

れました。

石田教育長 では、以上で本日の議事はすべて終わりました。

石田教育長 次回の定例教育委員会は、11月21日(木)、庁議室において開会の
予定です。

石田教育長 これをもちまして、第14回川西市教育委員会(定例会)を閉会いたし
ます。お疲れさまでした。ありがとうございました。

[閉会 午後2時50分]

以上会議の事項を記録し、相違ないことを認めましたので、ここに署名いたします。

令和元年11月21日

署名委員 坂 本 かおり

治 部 陽 介